

農地法第3条申請の注意事項

★買い手、借り手の許可要件(農地法第3条第2項)

1. 農地のすべてを効率的に利用して耕作すると認められること

- ※1 農地のすべてには貸付農地も含まれます。貸付農地がある場合はなぜ取得する必要があるのか?の説明が必要です。(不動産目的での取得は禁じられているため耕作目的でなければなりません。)
- ※2 違反転用、遊休農地がないこと

2. 世帯の誰かが農作業に常時従事(150日以上)すること(農業生産法人を除く)

※世帯には、当該親族の行う耕作に従事する2親等以内の親族も含まれます。ただし、遠方は不可。

3. 権利取得後の世帯の経営面積が50a以上であること

- ※1 経営面積＝自作地＋借受地。(貸付地は含まない)
- ※2 下記の地域は別に定める。

鳥越地区	40a	}	取得する所在地で判断(属地) 例)松任の人が河内地区の農地を購入する 場合 → 取得後20a の経営面積が必要
鶴来、一ノ宮地区	30a		
河内地区	20a		
吉野谷地区	20a		
尾口地区	20a		
白峰地区	20a		
- ※3 空き家に付随する農地で、※2の特定区域に指定された区域で農業委員会が指定した農地
1a

4. 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと(地域との調和要件)

- ※1 既存の農業経営体の農地の面的利用について
- ※2 地域の農業者による一体的な水利調整について
- ※3 周辺の営農形態と調和の取れた土地利用計画について
- ※4 土地改良施設の保全に係る共同活動の維持継続について
- ※5 地域の実勢借賃に比べて極端に高額な賃料を設定することにより周辺地域の農地の一般的な借賃の著しい引上げをもたらさないこと

→ 5項目は、生産組合長の同意で確認している。(様式に同意書がついています。)

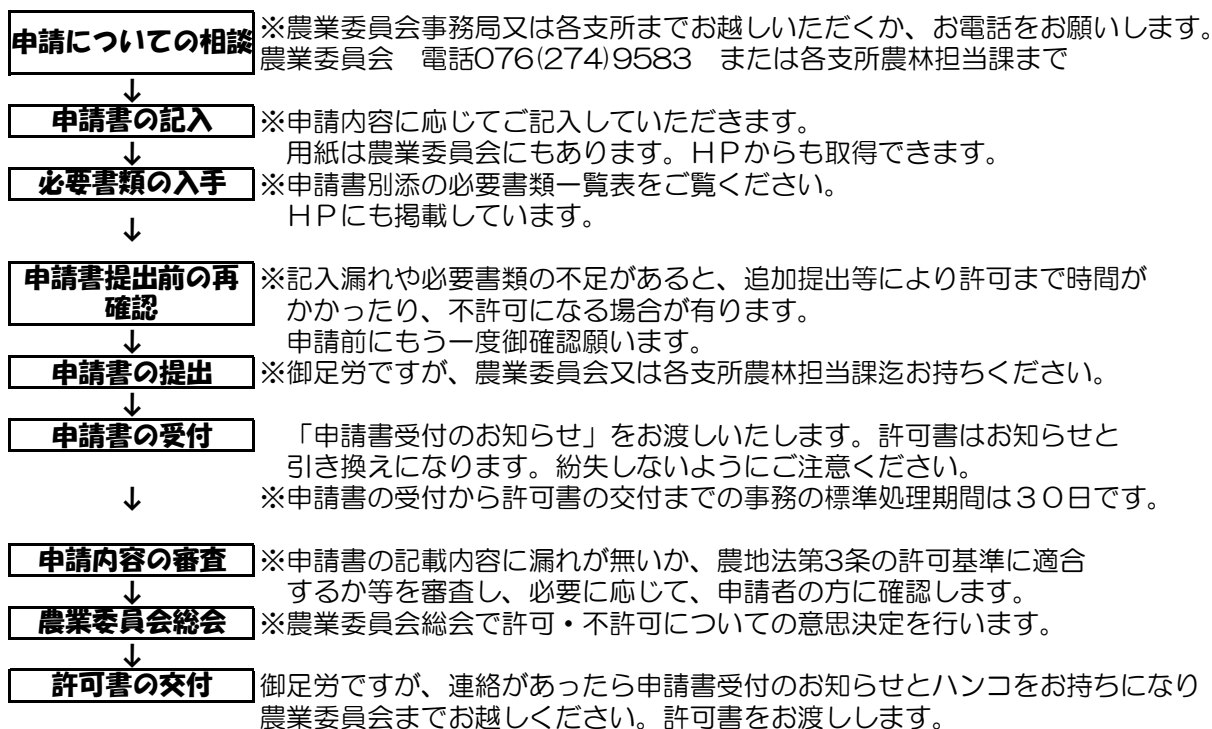
5. 土地の権利(仮登記・抵当権等)が設定されていないこと

※土地の権利者(仮登記・抵当権等)がいる場合は、その同意書が必要となります。

農地法第3条許可までの流れ（お知らせ）

農業委員会では、皆様からの御相談に対し、次のとおり手続きをさせていただいています。
なお、市許可分について申請書の受付から許可書の交付までの標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

申請から許可までのながれ



許可書をもって手続きをお願いします。

【注意】

申請書を記載出来るのは本人または行政書士の方のみですので、ご注意ください。

下限面積の設定について

当農業委員会では、農地法第3条に基づく権利取得の為の経営面積の下限について令和元年7月25日開催の総会において、次の理由により修正の必要がないと判断しましたので、お知らせします。

- ①農業センサスが行われなかったこと
- ②毎年行われる農地利用状況調査による管内遊休農地が比率として少ないこと

なお、管内においては権利取得後の経営面積（自作地と借受地の計）が50a以上であることが下限面積の基準となりますが、以下の地区は下記のとおりとなります。

旧烏越村	40a
旧鶴来、一ノ宮地区	30a
旧河内村	20a
旧吉野谷村	20a
旧尾口村	20a
旧白峰村	20a

空き家に付随する農地（ただし上記区域内で農業委員会が指定した農地に限る）

1a